

愛知学院大学特待生奨学金規程

(特待生)

第1条

本大学に特待生制度を設ける。

(資格)

第2条

特待生の資格は学業人物共に優れ、他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条

特待生は学年度ごとに選考し、その期間は当該学年度とする。

(選考基準)

第4条

特待生の選考基準は次の通りとする。

(1) 前年度の履修単位数が32以上であること。ただし、文学部4年生は26以上、心身科学部4年生は28以上とする。(薬学部・歯学部を除く)

(2) 前年度の学業成績がGPA3.0以上であること。ただし、薬学部・歯学部はGPA上位者を選考の対象とする。

(選考方法)

第5条

特待生の選考方法及び人数は次の通りとする。

(1) 教務部長が第4条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て理事会において決定する。

(2) 特待生は学部学科ごとに選定するものとし、選定人数は、次の表の通りとする。なお、在籍学生数は、選考年度の5月1日現在の人数とする。ただし、薬学部・歯学部については各学年2名とする。

在籍学生数選定人数

140名未満1名

140名以上2名

240名以上3名

340名以上4名

(3) 前年度の学業成績がGPA3.6以上あれば、規程人数に1名を加えることができる。

(奨学金)

第6条

特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、300,000円を交付する。

(取り消し)

第7条

特待生がその名誉を汚す行為をした場合には、代表教授会の議を経てその資格を失うことがある。

附則

1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

2 愛知学院特待生規程（昭和39年4月1日から施行）の大学に関する部分は本規程施行の日をもってその効力を失う。

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

[中略]

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（ただし、第4条（1）は26年度選考時より適用する。）